

(素案)

岩手県県産木材等利用促進基本計画

(計画期間：令和元年度～令和10年度)

令和元年 月

岩手県

目 次

はじめに	1
1 基本計画策定の趣旨	
2 計画の期間	
3 計画の構成	
4 計画推進の考え方	
第1章 木材利用を取り巻く現状	4
1 国内の森林・林業・木材産業の現状	
2 県内の森林資源の現状	
3 県内の木材需要の現状	
4 県内の木材需給の現状	
5 県による公共施設・公共工事への木材利用	
第2章 県産木材等の利用の促進に関する基本的な考え方	9
1 県産木材等の利用の目標	
2 県産木材等の利用の促進に関する施策に関する基本的事項	
3 県産木材等の適切な供給の確保に関する基本的事項	
4 その他県産木材等の利用の促進に関し必要な事項	
第3章 推進体制	13
1 県産木材等の利用推進機関の設置	
2 岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部の活動	
参考資料 1 用語解説	14
参考資料 2 岩手県県産木材等利用促進条例	16

はじめに

1 基本計画策定の趣旨

- ・ 県土の約8割を占める本県の豊かな森林資源を木材として様々な用途に有効利用していくことは、地域の林業及び木材産業の振興や経済の活性化につながるとともに、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環を産み出し、適切な森林整備を通じて地球温暖化の防止や循環型社会の形成に大きく貢献するものであり、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成にも寄与するものです。
- ・ しかし、本県の林業及び木材産業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷等に伴う森林所有者の経営意欲の低下や高齢化等による林業従事者の減少などにより厳しい状況が続いており、手入れが行き届かず、多面的機能を十分に発揮できない森林の増加が懸念されています。このため、県では、森林の有する水源涵養、県土保全等の公益的機能の維持増進を図り、良好な森林環境を次世代に引き継いでいくため、平成18年度にいわての森林づくり県民税を導入し、森林環境の保全に努めてきました。その一方で、本県の森林資源が本格的な利用期を迎える中、機械化の進展等による素材生産量の増加、大型木材加工施設の稼働等による県産木材の需要拡大など林業の成長産業化に向けて、明るい兆しが見られるところです。
- ・ こうした状況の中、平成31年3月に、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による本県の経済の活性化並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とした「岩手県県産木材等利用促進条例」（以下「条例」という。）が議員提案により制定されました。
- ・ この条例では、行政、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等が協働し、一体となって、県産木材等の幅広い利用を積極的に進めることをねらいとし、第11条において、知事は県産木材等の利用の促進に関する計画を策定することとされています。

県では、この規定に基づき、県産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成31年3月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」の「長期ビジョン」及び同計画アクションプランの「政策推進プラン」の政策の考え方や方向を踏まえ、「岩手県県産木材等利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、一体的に政策を推進しようとするものです。

2 計画の期間

令和元年度から令和10年度までの10年間の計画とします。

3 計画の構成

計画期間 10 年間の基本計画と、いわて県民計画（2019～2028）第 1 期アクションプラン「政策推進プラン」と終期を同じくし、計画期間を令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間とする「岩手県県産木材等利用促進行動計画」（以下「行動計画」という。）による構成とします。

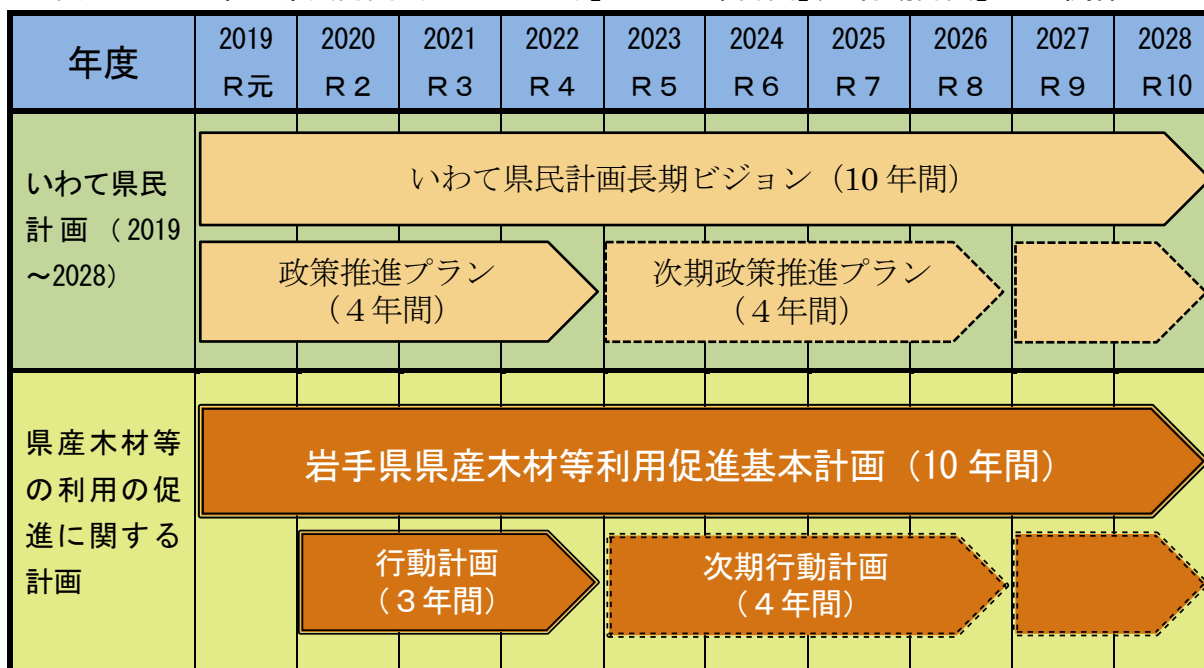
(1) 基本計画

長期的な木材利用の将来を展望し、目指す将来像とその実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにするものです。

(2) 行動計画

基本計画の実効性を確保するために、具体的に取り組むべき施策を定めるものです。

図-1 「いわて県民計画（2019～2028）」と「基本計画」、「行動計画」との関係



4 計画推進の考え方

(1) 「行動計画」の進捗管理

- ・ 基本計画の第2章に示す15の県産木材等の利用の促進に関する基本的事項に基づき、具体的な施策を示す「行動計画」を策定します。
- ・ この行動計画の進捗管理に当たっては、行動計画の施策の成果を県民に公表し、マネジメントサイクルを確実に機能させ、計画の実効性を高め、目指す将来像に向けた取組を着実に推進していきます。

(2) 多様な主体が参画した木材利用の推進

この計画の推進に当たっては、県や、県産木材等の利用促進に関係する森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民及び事業者が条例に規定するそれぞれの責務や役割を確実に果たすことが、県産木材等の利用促進を図る上で重要と考えています。

このため、県においては、県産木材等の利用促進に関係するあらゆる主体が協働し、一体となって県産木材等の幅広い利用を積極的に進める取組を一層推進していきます。

(3) 社会経済情勢の変化などを踏まえた「行動計画」の見直しによる弾力的な運用

「行動計画」については、社会経済情勢の変化や、計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて、内容を見直すなど、弾力的に対応していきます。

第1章 木材利用を取り巻く現状

1 国内の森林・林業・木材産業の現状

- ・ 森林は、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の生産等の多面的機能の発揮を通じて、住民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。
- ・ 戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えている中、山村等においては、地方創生に寄与し得る産業として林業及び木材産業への期待が高まっており、国内の豊富な森林資源を適切に利用し、林業の成長産業化を図ることが重要な課題となっています。
- ・ 木材は調湿性に優れ、断熱性が高い、再生産可能な省エネ素材でもあり、古くから、建築、生活用品、燃料等に多用されてきました。このため、木材の利用を進め、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めることは、森林の有する多面的機能の発揮に加え、循環型社会の形成や地域経済の活性化に大きく貢献するものです。
- ・ このような中、国内の木材需要は、近年回復傾向にあり、人工林資源の充実や技術革新による合板原料としての国産材利用の増加等を背景に、国産材供給は増加傾向にあり、木材自給率も7年連続で上昇しています。
国が目標としている木材自給率50%に対し、平成30年は36%になっており、引き続き原木の安定供給体制の構築や木材産業の競争力強化、新たな木材需要の創出等により更なる木材自給率の上昇が期待されます。
- ・ また、国では、平成22年10月に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）を施行し、国が率先して木材利用に取り組み、近年では、全ての省庁において、自ら整備する施設の木造化や内装木質化を強力に進めています。



木造3階建ての図書館複合施設（大槌町文化交流センター「おしゃっち」）

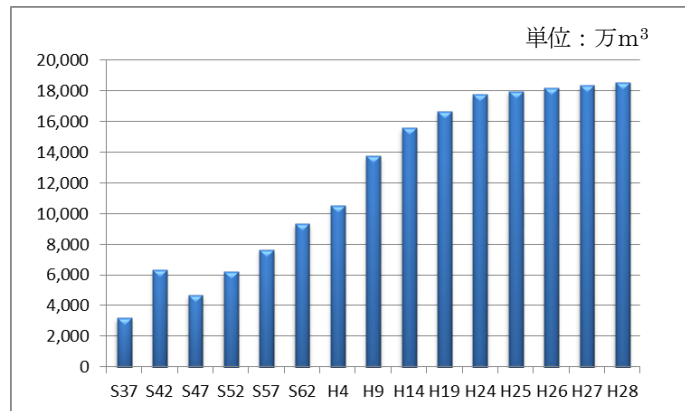
2 県内の森林資源の現状

- 本県の森林面積は117万haで、北海道に次いで全国第2位となっています。

このうち民有林は、78万haと全体の67%を占めています（平成28年3月末時点）。

- 平成28年度の民有林の森林蓄積は18,545万 m^3 で、4年前（平成24年度）の17,757万 m^3 と比較して4.4%増加しており、森林資源は着実に充実しています。
- 民有林の樹種構成は、針葉樹47%、広葉樹47%、その他6%となっています。

スギ、アカマツ、カラマツ等の針葉樹のほか、木炭やしいたけ原木にも利用されるナラ等の広葉樹といった多様な樹種で構成されています。

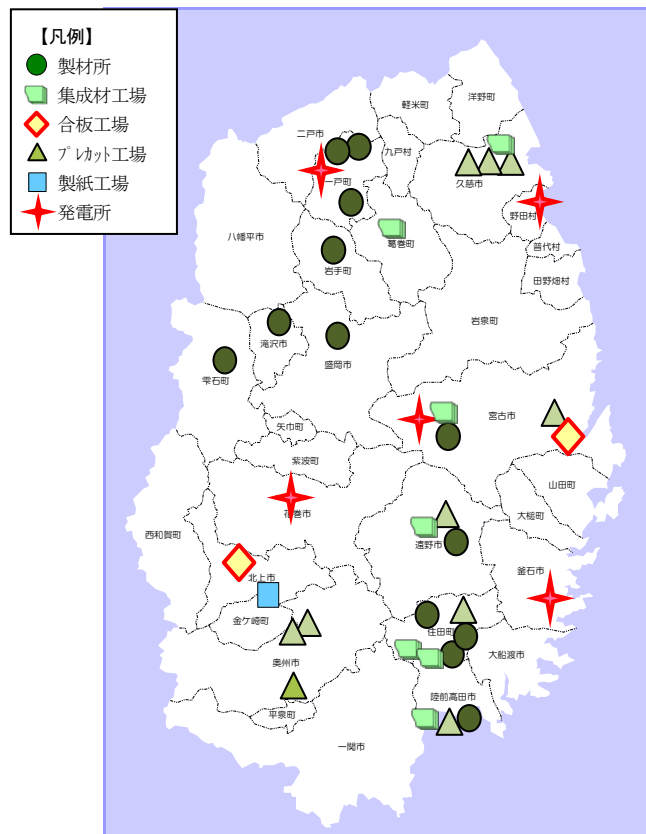


図－2 岩手県の民有林の蓄積

(資料：森林整備課調べ)

3 県内の木材需要の現状

- 県内には、多様な樹種を活用した木材加工施設（製材工場、集成材工場、合板工場等）、製紙工場、木質バイオマス発電施設がバランス良く立地しています。
- 内陸部には大型の集成材工場や合板工場が立地しており、主として県産木材を加工利用しているほか、製紙工場では製紙用原料チップとして県産広葉樹を利用しています。
- 近年、木質バイオマス発電所が県内各地に立地しており、主として低質材、林地残材、製材材端材などが燃料用チップとして有効に利用されています。

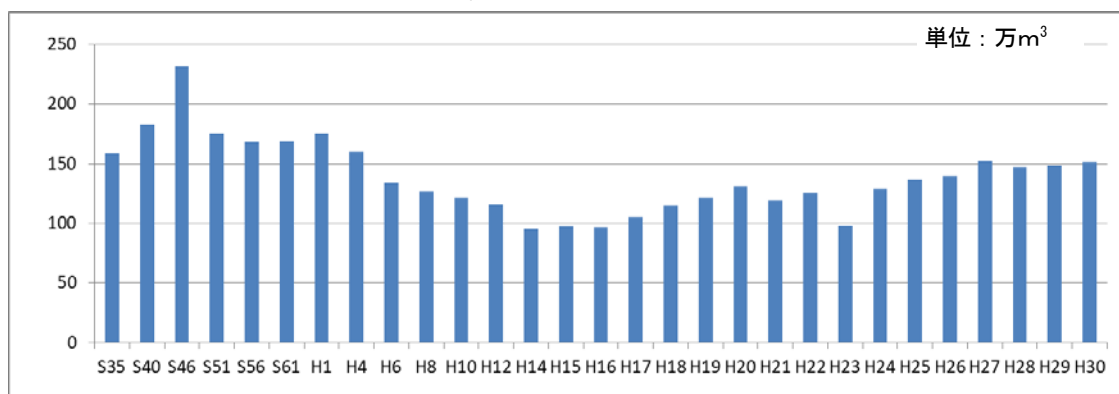


図－3 岩手県内の主な木材加工施設等

4 県内の木材需給の現状

(1) 木材の供給について

- ・ 県内の素材生産量は、昭和 46 年の 231 万 m^3 をピークに、平成 14 年まで減少傾向が続きました。
- ・ 平成 15 年以降、県内の合板製造企業が国産材の利用にシフトしたことなどから、素材生産量が増加しましたが、平成 21 年は世界金融危機不況、平成 23 年は東日本大震災津波の影響により、大きく素材生産量が落ち込みました。
- ・ 震災以降の平成 24 年から平成 27 年までは、被災工場の復旧等による需要回復や高性能林業機械の導入等により素材生産体制が強化され、県内の素材生産量は、4 年連続で増加し、平成 27 年には平成 4 年以來の 150 万 m^3 台となるまで回復しました。以降同水準で推移し、平成 30 年には 151 万 m^3 （前年比 102%）となり、3 年ぶりに 150 万 m^3 を超えました。



図－4 岩手県の素材生産量の推移 (出典：農林水産省 木材統計)

(2) 木材の需要について

- ・ 県内の素材需要量^{*}は、昭和 48 年の 296 万 m^3 をピークに減少を続けていましたが、平成 23 年以降、復興需要などにより 5 年連続で増加し、平成 27 年は東日本大震災前の需要量を超える 137 万 m^3 まで回復し、平成 30 年は 127 万 m^3 （前年比 99.4%）となっています。



図－5 岩手県の素材需要量と自給率の推移

- ・ 木材需要量に対する県産木材の比率（県内木材自給率）は、昭和 40 年代後半から 60%前後で推移してきましたが、県内合板工場での外国産材から国産木材への転換が進んだことなどにより、平成 19 年から増加しており、近年は 80%前後で推移しています。

※ 県内の素材需要量：県内の製材工場などでの素材（原木）の使用（消費）する量

5 県による公共施設・公共工事への木材利用

- ・ 県では、平成 15 年 6 月に岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部を設置するとともに、同年 12 月に具体的な推進目標や取組方針を内容とする「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」（以下「木材利用推進行動計画」という。）を策定し、県が実施する公共施設整備や公共工事において、率先して木材利用を推進してきました。
- ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を受け、木材利用推進行動計画を公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に規定する都道府県の方針として位置付け、平成 29 年 3 月には、第 5 期木材利用推進行動計画（計画期間：平成 29 年～令和元年度）を策定しました。同計画においては、国の基本方針に即して、県が整備する低層の公共施設の木造化率 100%を新たに推進目標に掲げ、さらなる県産木材等の利用促進に取り組んでいるところであり、災害公営住宅などの公共施設整備、林道工事の法枠工、河川工事の護床工などの公共工事に木材を利用しています。



県立花巻農業高校の木造校舎



災害公営住宅における木材利用



林道工事における法面保護工
（木製法枠工）

【トピックス】 市町村における公共施設での木材利用

県内の全市町村において、「公共建築物の木材の利用の促進に関する方針（市町村方針）」を策定し、公共建築物における木材利用に取り組んでいます。



国内最大級の木造3階建て役場庁舎（紫波町）



木造2階建ての役場庁舎（住田町）

第2章 県産木材等の利用の促進に関する基本的な考え方

条例第11条に基づき、県産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、この基本計画に以下に掲げる4つの「県産木材等の利用の目標」と3つの分野にわたって15の「基本的事項」とその「基本方向」を定めます。

1 県産木材等の利用の目標

- (1) 森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、本県の豊かな森林資源を枯渇させることなく次の世代に継承します。
- (2) 県民の快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資するよう、再使用、再利用又は再生産が可能な木材を積極的に利用し環境への負荷を低減します。
- (3) 県産木材等の経済的価値の向上が図られるよう、林業及び木材産業の健全な発展により本県の経済を活性化します。
- (4) 県民の意識の高揚と自発的な取組を促進するよう、県民一人一人が森林と人のかかわりについて主体的に考え、積極的に県産木材等を利用することにより県民の豊かな暮らしを実現します。

2 県産木材等の利用の促進に関する施策に関する基本的事項

- (1) 住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物における県産木材等の利用の促進

【基本方向①】

- ア 木造住宅における県産木材等の利用割合を高める取組を進めます。
- イ 公共建築物のほか、非木造建築が主流であった民間商業施設等中大規模建築物の木造化・木質化を進めます。
- ウ 住宅等の内装、調度品や土木施設等の分野などの分野においても県産木材等の利用を進めます。

- (2) 建築物等の工事における県産木材等の利用の促進

【基本方向②】

- ・ 公共建築物、木造住宅、民間商業施設、マンション等建築物等の建築工事又は土木工事の工事資材においても、県産木材等の利用を進めます。

(3) エネルギー源としての利用等の県産木材等の有効利用

【基本方向③】

- ・ 未利用の間伐材や製材端材など木質バイオマスエネルギーとして有効利用を進めます。

(4) 県産木材等のブランド化や県産木材等の認証制度の普及

【基本方向④】

- ア 消費者から信頼・支持されるブランド形成に向けた取組を進めます。
- イ 岩手県産であることを明らかにする産地認証制度の普及を進めます。

(5) 県産木材等の新たな用途、加工技術等の研究開発

【基本方向⑤】

- ・ 県産木材等の需要創出につながる、木材の新用途開発や実効性の高い加工・乾燥技術等の研究開発を進めます。

(6) 県産木材等の国内外への販路拡大

【基本方向⑥】

- ・ 消費地を開拓して県産木材等の新たな需要を掘り起こすため、国内外を視野に入れた販路拡大を進めます。

(7) 県の建築物等における県産木材等の率先利用

【基本方向⑦】

- ・ 県が自ら整備する建築物等において、木造化に積極的に取り組み、県産木材等の需要喚起を進めます。

3 県産木材等の適切な供給の確保に関する基本的事項

(1) 森林資源の循環利用を図るための森林の整備促進

【基本方向⑧】

- ・ 森林資源の循環利用につながる、再造林や間伐など適切な森林の整備を進めます。

(2) 林内路網等の県産木材の生産に係る基盤の整備や森林施業の効率化の促進

【基本方向⑨】

- ・ 林道・森林作業道等の整備、木材を効率的に生産する高性能林業機械の導入などの生産基盤の整備や、分散している小規模森林の施業を集約して林業の生産性や効率性の向上に向けた取組を進めます。

(3) 県産木材等の流通及び加工の体制整備の促進

【基本方向⑩】

- ・ 市場の多様なニーズに応じた高い競争力を備えた県産木材等を円滑に供給するための流通・加工体制の整備を進めます。

4 その他県産木材等の利用の促進に関し必要な事項

(1) 林業又は木材産業を担う人材の確保・育成

【基本方向⑪】

- ・ 林業及び木材産業の振興に資する、高い技術力を有する伐採や路網開設等の現場技能者等の幅広い人材育成の取組を進めます。

(2) 県産木材製品を利用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等の確保・育成

【基本方向⑫】

- ・ 建築関係事業者を対象に、県産木材等に係る知識の習得、木造建築技術の継承・向上など人材育成の取組を進めます。

(3) 県産木材等に関する情報の発信など県産木材等の利用の促進に関する普及啓発

【基本方向⑬】

- ・ 木材の良さや木の文化を気軽に学べる機会の創出や県産木材等の良さを知ってもらうための情報の発信など普及啓発を進めます。

(4) 児童又は生徒の森林、林業及び県産木材等についての理解醸成の促進

【基本方向⑭】

- ・ 児童又は生徒を対象に、森林や林業への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ普及啓発を進めます。

(5) 県産木材等利用推進月間の設定

【基本方向⑮】

- ・ 県民に広く県産木材等についての関心と理解を深め、利用への意欲の向上を図るため、県産木材等利用推進月間を10月と定め、県産木材等の利用促進につながるイベント等を展開していきます。

第3章 推進体制

1 県産木材等の利用推進機関の設置

(1) 全ての関係者による主体的な取組

条例の趣旨である国、県、市町村、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等の協働による県産木材等の幅広い利用を進めるため、以下のとおり、県をはじめとした関係者が連携して木材の利用に取り組みます。

ア 県や市町村は、自ら率先して県産木材等の利用促進等を図るとともに、全ての関係者が主体的に行動し、連携して県産木材等の利用及び供給の確保に取り組めるよう施策による支援を行います。

イ 森林所有者は、県産木材の供給のため、率先して所有する森林の適切な整備及び管理、保全を行います。

ウ 林業事業者及び木材産業事業者、建築関係事業者は、自らの事業活動を通じて、県産木材等の利用促進等が図られるよう主体的な取組を行います。

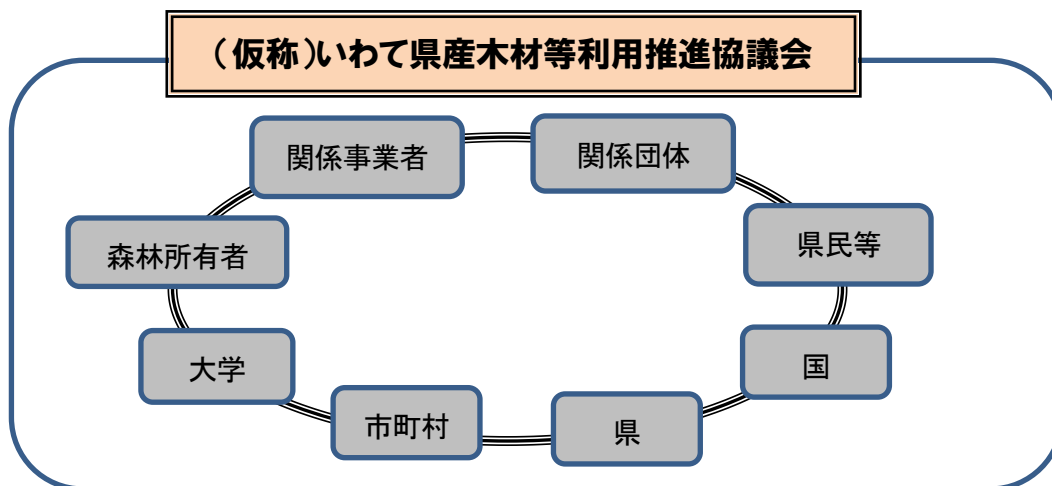
エ その他事業者及び県民は、自らの活動において、県産木材等の積極的な利用に努めます。

(2) 県産木材等の利用推進機関の設置

県産木材等の利用促進に関する施策を総合的に推進するため、関係団体等から構成する「(仮称)いわて県産木材等利用推進協議会」を設置します。

協議会は、国、県、市町村、大学、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等が協働し、一体となって、県産木材等の幅広い利用を積極的に進めることのできる体制とし、木材利用推進に向けた取組内容の検討等を行います。

図-6 県産木材等利用の推進体制



2 岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部の活動

県が自ら整備する公共施設・公共工事については、引き続き、副知事を本部長とする「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部」において具体的な推進目標や取組方針を決定し、率先して木材利用を図ります。

用語解説

- ・ **高性能林業機械**
立木の伐採や素材の搬出などにおいて、従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度軽減等の面で優れた機能を持つ林業機械
- ・ **護床工**
河川に設置される構造物で、主に水門や堰（せき）などの河川の構造物を河床の洗掘防止の目的で設置されるもの
- ・ **森林の有する多面的機能**
生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など、森林が有する多くの機能
- ・ **集成材**
ひき板を複数、繊維方向が平行になるよう集成接着した木材製品
- ・ **持続可能な開発目標（SDGs）**
2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
- ・ **人工林**
主に木材の生産目的のために、人の手で苗木を植栽し、育てる森林
- ・ **水源の涵養（かんよう）**
森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能
- ・ **中大規模建築物**
建築基準法で定められている一定の規模以上の建築物
(木造：3階以上又は延べ面積500㎡、高さ13m若しくは軒高9mを超えるもの)
- ・ **低質材**
細い木、曲がった木など製材に不向きな木材
- ・ **法枠（のりわく）工**
道路の法面の緑化を行う工法で、法面を種子の入った緑化資材で覆った後に丸太を枠組して緑化資材を固定することで、植生を促すもの
- ・ **マネジメントサイクル**
目的を達成するために多面的な計画を策定し、計画どおりに実行できたのかを評価し、次期行動計画へと結び付ける一連の管理システム
- ・ **民有林**
個人、会社、社寺等が所有する私有林及び都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林

- ・ **木質化**

木の持つ温かみや視覚的な快適性を活かし、様々な建築物の内装や外装等に木材を利用すること

- ・ **木質バイオマス**

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをいい、そのなかで、木材からなるバイオマスのこと

- ・ **林地残材**

樹木を伐採して丸太にする際、建築用材などに利用出来ない部分で、通常林地に放置される残材

- ・ **林内路網**

森林施業を効率的に行うための林道や森林作業道等の総称。またはそれらを適切に組み合わせたもの

岩手県産木材等利用促進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 主要な施策（第11条－第17条）

第3章 施策の推進（第18条－第20条）

附則

県土の約8割を占める本県の森林は、県木のナンブアカマツをはじめスギやカラマツ等の針葉樹のほか、木炭やしいたけ原木にも利用されるナラ等の広葉樹といった多様な樹種で構成されているのが大きな特徴である。この豊かな森林資源を木材として様々な用途に有効利用していくことは、地域の林業及び木材産業の振興や経済の活性化につながるるとともに、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環を産み出し、適切な森林整備を通じて地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも大きく貢献するものである。

しかし、本県の林業及び木材産業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷等に伴う森林所有者の経営意欲の低下や高齢化等による林業従事者の減少などにより厳しい状況が続いており、手入れが行き届かず、多面的機能を十分に発揮できない森林の増加が懸念されていた。このため、県では、森林の有する水源涵養、^{かん}県土保全等の公益的機能の維持増進を図り、良好な森林環境を次世代に引き継いでいくため、平成18年度にいわての森林づくり県民税を導入し、森林環境の保全に努めてきた。その一方で、本県の森林資源が本格的な利用期を迎える中、機械化の進展等による素材生産量の増加、大型木材加工施設の稼働等による県産木材の需要拡大など林業の成長産業化に向けて、明るい兆しが見られるところである。

こうした状況の中、木材利用を促進し本県の林業及び木材産業を発展させていくためには、地域の森林経営を担う経営体を育成し、豊富な森林資源を生かした生産性と市場性の高い木材産地を形成するとともに、林業及び木材産業の振興を図り、岩手ならではの施策を展開していくことが必要である。

ここに私たちは、本県の豊かな森林資源の重要性を認識するとともに、森林がもたらす多くの恩恵をよりよい形で次の世代に引き継ぐため、行政、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等が協働し、一体となって、県産木材等の幅広い利用を積極的に進めることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県産木材等の利用の促進に関し、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県の責務等を明らかにするとともに、県民参加の下、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による本県の経済の活性化並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 県産木材製品 木材を原料として県内で加工された木材製品をいう。
- (3) 県産木材等 県産木材及び県産木材製品をいう。
- (4) 森林の有する多面的機能 県土の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (5) 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (6) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- (7) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (8) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材等の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。
- (2) 木材が二酸化炭素の貯蔵機能を有し、再使用、再利用又は再生産が可能な環境への負荷の少ない資源であることに鑑み、県民の快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資するよう行われること。
- (3) 林業及び木材産業の健全な発展が本県の経済の活性化につながることに鑑み、県産木材等の経済的価値の向上が図られるよう行われること。
- (4) 県民一人一人が森林と人のかかわりについて主体的に考え、積極的に県産木材等を利用することが県民の豊かな暮らしの実現につながることに鑑み、県民の意識の高揚と自発的な取組を促進するよう行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材等の利用に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者及び県民との協働に努めるとともに、国、市町村、大学等と連携を図るよう努めるものとする。
- 3 県は、国に対して、林業及び木材産業の振興に関する施策の提言を積極的に行うものとする。

(市町村に対する支援)

第5条 県は、市町村が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第7条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、林業の振興、人材の育成並びに県産木材の安定供給に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第8条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び県産木材製品の安定供給の推進、人材の育成、県産木材等の新たな用途の開発その他の木材産業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第9条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて県産木材等に係る知識の習得、県産木材製品の利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第10条 県民(第2条第5号に規定する者を除く。)及び事業者(第2条第6号から第8号までに規定する者を除く。)(以下「県民等」という。)は、基本理念にのっとり、県産木材等を利用する意義及び重要性について理解を深め、日常生活及び事業活動を通じて県産木材等の利用に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 主要な施策

(県産木材等の利用の促進に関する計画)

第11条 知事は、県産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材等の利用の促進に関する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材等の利用の促進に関する施策に関する基本的事項
- (2) 県産木材等の利用の目標
- (3) 県産木材等の適切な供給の確保に関する基本的事項
- (4) その他県産木材等の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

(県産木材の安定供給の促進等)

第12条 県は、県産木材の安定供給の促進及び生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- (2) 林内路網等の県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化に関すること。
- (3) 県産木材の流通及び加工の体制整備に関すること。

(県産木材等の利用の促進)

第13条 県は、県産木材等の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物(以下「建築物等」という。)における県

産木材等の利用に関すること。

- (2) 建築物等の工事における県産木材等の利用に関すること。
- (3) エネルギー源としての利用等の県産木材等の有効利用に関すること。
- (4) 県産木材等のブランド化（県産木材等に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び県産木材等の認証に関すること。
- (5) 県産木材等の新たな用途、加工技術等の研究開発に関すること。
- (6) 県産木材等の国内外への販路の拡大に関すること。

（県の建築物等における県産木材等の率先利用）

第14条 県は、県産木材等の利用の促進に資するため、自ら整備する建築物等において、率先して県産木材等の利用に努めるものとする。

（人材の確保及び育成）

第15条 県は、林業又は木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県産木材製品を利用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（普及啓発）

第16条 県は、県民が木に親しみ、ふれあい、並びに木材を利用する意義及び木の文化を学ぶ機会の確保、県産木材等に関する情報の発信その他の県産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、児童又は生徒が、森林、林業及び県産木材等についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（県産木材等利用推進月間）

第17条 県は、県民の間に広く県産木材等についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材等を利用する意欲を高めるため、県産木材等利用推進月間を設ける。

- 2 県産木材等利用推進月間は、10月とする。

第3章 施策の推進

（推進体制の整備）

第18条 県は、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第19条 知事は、毎年度、県産木材等の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（財政上の措置）

第20条 県は、県産木材等の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

岩手県農林水産部林業振興課

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

電話 019-629-5772 FAX 019-629-5779

<https://www.pref.iwate.jp/>